

(仮称) 砂欠山太陽光発電事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例
(平成10年福島県条例第64号) 第22条の2第1項の規定に基づく意見

令和元年5月17日

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- 3 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。

また、評価書に記載していない内容であっても、事業の実施後に環境への影響が見られた場合は、適切な環境保全措置を講じること。

その他、周辺環境に著しい環境影響を及ぼすことはないと予測している項目においても、近年、異常気象が全国的に発生していることなどを踏まえ、必要に応じて追加の保全措置を講じること。

- 4 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれること。

- 5 事業の実施に当たっては、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、郡山市長や住民等の意見も尊重すること。

事業の概要

1	事業者	太陽 Reserve 3 合同会社
2	事業の名称	(仮称) 砂欠山太陽光発電事業
3	事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4	事業の規模	約121.9ヘクタール(出力:約45～50メガワット)
5	事業の実施区域	郡山市逢瀬町夏出字砂欠山1丁目1外